山形県広域除雪ボランティア活動支援事業費補助金　Q&A

（申請について）

Ｑ１　補助金の事後申請は認められますか。

Ａ１　事後申請は認められません。県ホームページに申請期間の掲載がございますので、ご確認ください。

Ｑ２　複数回広域除雪ボランティア活動に参加したいが、複数回補助金の申請をしてもよいですか。

Ａ２　補助金の交付は申請者１人（１団体）につき、毎年度あたり、通常ボランティア活動について１回、臨時ボランティア活動について１回とさせていただいております。

（補助対象経費）

Ｑ３（宿泊費）食事代は補助対象になりますか。

Ａ３　食事代は、補助対象となりません。食事を付ける場合は、宿泊費のみの金額を申請してください。ただし、食事が無料サービスとして付いているプランについては、補助対象となります。

Ｑ４　（交通費）特急料金は補助対象になりますか。

Ａ４　特急料金は、補助対象となります。活動終了後に領収書や乗車券等の支払いを証明できる書類が必要ですので、大切に保管してください。

Ｑ５　（交通費）運転手に謝礼を支払いたいが、補助対象になりますか。

Ａ５　謝礼は、補助対象となりません。ただし、運転される方も除雪ボランティア活動に参加される場合は、活動従事者として補助金の申請が可能です。

Ｑ６　（ボランティア活動保険料）別のボランティア活動に参加するために既にボランティア活動保険に加入しているが、加入料は補助対象となりますか。

Ａ６　補助対象となるのは、本補助金を活用して参加される広域除雪ボランティア活動に参加するために加入した場合のみとなります。

Ｑ７　（その他）除雪ボランティア活動に係る参加費は補助対象となりますか。

Ａ７　参加費は、補助対象となりません。